

高齢者問題専門職ネットワーク研修会報告

加藤 哲也（医療法人偕行会名古屋共立病院）

高齢者問題専門職ネットワークは、愛知県弁護士会が中心となり、本会、愛知県社会福祉士会、愛知県司法書士会、愛知県精神保健福祉士会等で構成し、研修会等を開催するものです。構成団体の会員であれば、事前申込不要・直接現地・無料で参加できます。

平成30年4月21日（土）、中区在宅サービスセンターで開催され、各会から50名程の参加がありました。今回は以下の演者により報告がありました。

テーマ：高齢者・成年後見制度を取り巻く最近の法的话题

報告者：矢野 和雄 弁護士 愛知県弁護士会 矢野法律事務所

～高齢者に関わる民法改正案と成年後見制度利用促進法のポイント～

- ・ 配偶者居住権とは、相続開始時に被相続人の財産に属した建物に居住していた配偶者は、一定の場合にその居住していた建物を無償で使用または収益する権利（配偶者居住権）を取得するものである。配偶者居住権が認められていない現在では、配偶者が長年暮らした自宅を手放す事態が発生する可能性があり、改正に向けて議論されている。
- ・ 持戻し免除の意思表示の推定規定
婚姻期間が20年以上の夫婦間で、生前に財産贈与した場合、当該財産は原則として遺産分割の計算対象に含めない。
- ・ 仮払い制度等の創設と要件明確化
遺産に属する預貯金のうち、一定の範囲（債権額の1/3に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額）は単独でその権利を行使することができる。ただし、預貯金債権の債権者（金融機関）ごとに法務省令で定める額を限度とする。
- ・ 自筆証書遺言の方式緩和及び保管制度の創設
本人の署名があれば、財産目録をパソコンでも作成可能とする。自筆証書遺言を法務局で保管可能とする。遺言状の保管及び返還または閲覧の請求は、遺言者自らが法務局に出頭して行う。
- ・ 相続人以外の者の貢献評価
相続人に対して無償で療養看護その他の労務を提供したことにより、被相続人の財産の維持または増加に特別の寄与をした親族（特別寄与者：兄弟や従兄弟等）は相続開始後、相続人に対し、寄与に応じた額の金銭（特別寄与料）の支払いを請求できる。
- ・ 成年後見制度利用促進法基本計画
財産管理だけでなく、意思決定支援・身上保護も重視する。チーム（後見人を含む、介護・障害福祉サービス事業者、自治会、医療機関等の地域連携ネットワーク）による支援の展開、不正防止の徹底と利用しやすさとの調和が挙げられる。

次回の予定 日 時：平成30年7月28日（土）午後1時～午後3時

テーマ：身元保証に関する医療ソーシャルワーカーの支援実態調査・報告（仮）

場 所：愛知県司法書士会館（予定）

次々回の予定 日 時：平成30年10月27日（土）午後1時～午後3時

※変更することがあります。詳細が決まり次第、会報・ホームページ等でご案内します。